

## 第38号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、国家公務員の特殊勤務手当に係る特例に準じた特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（職務の級の再編に伴う経過措置）</p> <p>4 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例）</u></p> <p>5 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫手当の規定は適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（職務の級の再編に伴う経過措置）</p> <p>4 （略）</p>

改正後	改正前
<p>6 <u>前項に規定する作業に従事した場合における防疫手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。</u></p>	

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。  
(特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

## 参 照

### 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、国家公務員の特殊勤務手当に係る特例に準じた特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

防疫手当に対する特例を次のように定める。(附則第5項及び第6項関係)

	支給対象職員	支給額
(本則) 防疫手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理業務に従事した職員	1日につき 300円
新型コロナ ウイルス感 染症に係る 特例  【令和3年1 月31日まで】	新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所(病院等への移動時の救急車の車内等)で、住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置(感染者等に接する作業、感染者等が使用した物件の処理等)に係る作業に従事した職員  〔 上記の作業のうち、感染者等の身体に接触して行う作業に従事した職員又は長時間にわたり接して行う作業等に従事した職員 〕	1日につき 3000円  〔 1日につき 4000円 〕

※ 特例に係る支給額と本則に規定する支給額は併給しない。

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。
- (2) 改正前の条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。